

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二

文 書 質 問 書

京丹波町議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり質問します。

記

質問事項	質問の具体的内容	回答の相手
1 役場のハード面からの有用性について	(1) 本庁舎 屋根 ケラバ下の至るところが、雨水や雪解け水、霧や霜などが水になって滴り落ちることによって、濡れている。とりわけ、議会棟2階近くのウッドデッキは、常日頃より、ケラバ下付近が水たまりのような状態となっており、ダメージ劣化を危惧する。家屋では、通常、ケラバから下に水が滴ることがないように施工がされている。本庁舎のケラバ全箇所から下に水が滴り落ちないように、早急に施工しなおすべきではないか。	町 長
	(2) 開庁に間に合わせるためなど、施工が不十分なまま、引き渡しを受けているところはないか。例えば、議会棟 委員会室の床下コンセントのような状態になっている箇所は、ほかはないか。	町 長
	(3) (1) や (2) に関して、定期的なメンテナンスによる修繕・補修はないのか。瑕疵担保責任（平成31年4月の民法改正で契約不適合責任へ変更）も適用できるのではないか。	町 長
	(4) 雨天時など、駐車場の随所に水たまりができています。雨水浸透施設は機能していないのか。	町 長
	(5) 駐車場 入口は駐車場に向けた矢印表示があるものの、逆走が後を絶たない。逆走が起らないように、表示や表示板など、さらなる工夫をすべきではないか。	町 長
	(6) 正面玄関 出入口が駐車場からわかりにくかったと聞く。来庁者が一見してわかる表示板を設置が必要ではないか。	町 長
	(7) 京丹波町役場バス停 待合所のコンクリート製ユニットベンチ設置・据え付けの経緯・意図は。他の素材と比べて、熱伝導の特性上、夏 暑く、冬 寒くなる。バスを待つ方に配慮した対応・改善をすべきではないか。	町 長
	(8) 庁舎西側 芝生に車が進入し、轍ができています。進入させないための注意喚起対策が必要ではないか。	町 長

質問事項	質問の具体的内容	回答の相手
	<p>(9) 各課の表示が庁舎正面を向いているため、玄関ロビーから見ても、各課の表示が見えにくい。来庁者が必要な部署にスムーズに行けるように改善すべきではないか。</p>	町 長
	<p>(10) 開庁して、2ヶ月余り経つが、1ヶ月の電気代はどの程度かかっているか。電気代節減に向けて、新電力会社と契約した場合の比較などを行ったことはあるか。また、太陽光パネルの追加設置も行うべきではないか。</p>	町 長
	<p>(11) 空調効率を上げるため、吹き抜けや高天井部にシーリングファンを設置すべきではないか。</p>	町 長
	<p>(12) 合併処理浄化槽の清掃周期はどうなっているか。春・夏になる前に、合併処理浄化槽のさらなる臭気対策を考えておくべきではないか。</p>	町 長